



食品表示管理士

あなたの企業、食品表示は大丈夫？

食品表示ルールは、これまでも社会情勢の変化とともに常に改正されております。資格を取りっぱなしにならないように**2年に一度の更新制度**^{*}を導入しています。食品表示は食品に携わる全ての人に必要な知識です。お客様の安心・安全のため、コンプライアンス徹底のために食品表示管理士検定をぜひご活用ください。

※ベーシック級に更新制度はありません

事例

1

原料原産地表示の経過措置期間が3月で終了

平成29年9月1日から、全ての加工食品（輸入品を除く）の重量割合が最も高い原材料に対して、その原産地の表示が義務付けられています。経過措置期間（準備期間）は、令和4年3月31日までです。この翌日以降に製造・販売される製品には、原料原産地を必ず表示する必要があります。

事例

2

自主回収（リコール）情報の届出

改正食品衛生法と改正食品表示法に基づき、食品等の自主回収（リコール）を行った場合、管轄の自治体へ届出することが義務化されました。

- 届出方法原則オンライン上のシステムを使用
- 届出情報の取り扱い国のシステムで一元的に管理され、公表されます

・ 自主回収（リコール）情報の届出の対象は、アレルギーや消費期限等の安全性に関する表示の欠落や誤りです。
・ 食品等の自主回収情報は、国のシステムにより一元的に管理され、公表されます。

攻めの表示



食品表示はお客様に価値と信頼を提供する大切なツールです。ツールは使いようで利益にもつながります！
「攻めの表示」を目指します。

消費者の安全確保



消費者の安全確保を目指します。アレルギーなど、表示が必要な消費者の立場に立った表示が必要です。

食品表示 管理士資格制度 が目指すもの



お客様に表示ルールの説明ができない事業者は、食品提供の任務を果たしているとは言えません！2年ごとの更新講習で基本知識と更新情報を確認。常に基準が改正される中で、継続して最新情報の保持が可能。

説明責任

食品表示は正確であることが当たり前。

不適正な食品表示による法律違反は罰則も大きく、リコール原因の半数以上を占めます！



法令遵守

資格取得にチャレンジしませんか？

担当業務によって求められる
力量は異なることから、

**役職に応じた
適切な教育目標を設定**

(初級／中級／上級)

表示に興味を持ち理解を
するものを育成するため、
学生、パート・アルバイト及び
消費者を対象とした

ベーシック級を新設

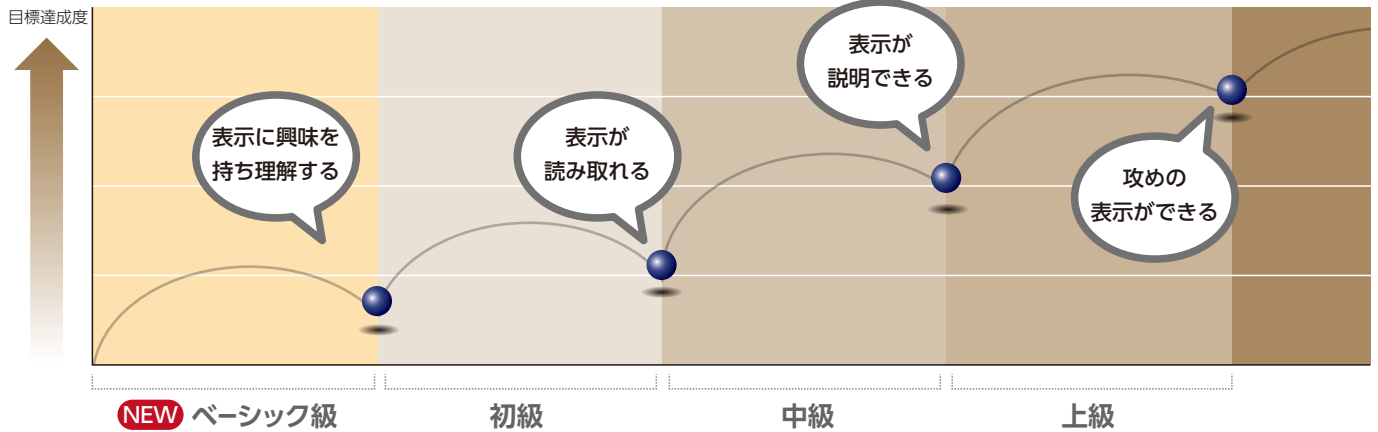
オンラインにより

いつでも・どこでも

受験ができる

**ポイントを
絞り込んだ
テキストで**

効率的に学習が可能



試験内容

区分	対象者	教育目標
NEW ベーシック級	パート・アルバイト、学生及び一般消費者を対象	学生は食品業界の理解、パート・アルバイト、一般消費者は食品表示の正しい知識を得ることを目標
初級	食品の日常管理を行うチーフや仕入れ担当者等、食品関連企業への就職希望者等	食品表示を読み解く力とそれを活用する力を身につけることを目標
中級	店長、スーパーバイザー、バイヤー、経営企画マネージャー等	食品表示の必要性を理解して法令に基づく適正な食品表示が説明できる者の育成を目標
上級	上級スーパーバイザー、上級バイヤー、上級経営企画マネージャー等	攻めの表示活用実績を上げて利益につなげる食品表示企画や活用戦略の策定ができる者の育成を目標

スケジュール(予定)

試験			更新	
	申込期間	試験期間	申込期間	更新期間
第Ⅰ期	4月7日～5月31日	4月8日～7月29日	7月1日～9月30日	
第Ⅱ期	8月1日～9月30日	8月2日～11月30日		7月2日～11月30日

●詳細はホームページをご覧ください

検定の詳細についてのご確認、試験・講習会のお申し込みは
S検WEBサイトから!

S検 WEBサイト

<http://s-kentei.com/>



●お問い合わせ先

S検事務局

sken@retail-hrd.com

TEL:03-5213-4065 (月～金 10:00～16:00)